

2014年12月26日

大阪府知事 松井 一郎 様

自治労大阪府職員労働組合總

支部長 竹下



2015年度総務支部要求書

私たちは、自治体労働者としての権利と生活を守るために、次のことを要求します。

1 組合員の労働条件に關わる諸要求の取り扱いについて

府労連・自治労府職・府現労が要求する事項はすべて、支部としても要求する組合員総意の事項であり、各要求において具体的な職場、組合員に關わる事項にあっては、支部と誠実に協議し誠意ある回答を行うこと。

2 勤務・労働条件の改善について

(1) 現在発生している欠員は速やかに補充するなど、勤務・労働条件の改善を図ること。人員配置は超過勤務が発生することがないよう適正に行うとともに、当初予測を上回る業務量の増、年度途中の欠員などが発生した場合は、速やかに補充するなど、勤務・労働条件の改善を図ること。

特に組織改編等に伴う初年度など、業務加重が見込まれる職場への重点的な人員配置を行うなど、職員の勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。

(2) 現業職場についてはこれまでの支部との確認事項を遵守し、下記の事項について誠意ある対応を行うこと。

①退職者の速やかな補充を行うなど、勤務・労働条件の改善を図ること。

②職場の民営・下請化に伴う勤務・労働条件の変更に關わる事項は事前に協議すること。

③現業職員の転任については、勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。

④転任後の職員には、異動後も充実した研修を受けさせるなど勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。

(3) 人事異動は本人希望を尊重し、発令の1週間前に内示することや、通勤時間・家庭責任・通学・母性保障などの生活実態と、職員の健康管理なども十分考慮するなど、勤務・労働条件の低下を招くことがないよう努めること。

(4) 生理休暇・妊婦の時差出勤など母性保障のための諸権利を行使できるように配慮するなど、勤務・労働条件の改善を図ること。

(5) 育児休業、育児時間、保育の特別休暇、介護休暇・欠勤が必要に応じて完全に行使できるように配慮するなど、勤務・労働条件の改善を図ること。

(6) 職員のアンケート結果からも明らかにおり、職員のやる気を根本から削ぎ、その効果が見いだせない「相対評価」は廃止するべきと支部は考えており、給与への反映は労働条件の悪化となるため止めること。

(7) 行政改革は地方分権の推進を第一義とすべきであり、民営化（私有化）などは公共サービス、労働条件の劣悪化につながると考える。民営化により労働条件に影響が生じる場合にはすべて事前協議を行うこと。

(8) 大阪マラソン実施に伴う要員確保について、ボランティアと称する動員をやめ、府として必要な人員は業務として位置付けるなど、職員の勤務・労働条件の低下を招くことがないよう必要な措置を講ずること。

3 職場・労働環境の改善のために

- (1) 庁舎の防災対策の強化や維持補修、路面改善や雨対策、障害者や妊産婦に配慮した案内標識の整備、緊急時避難体制を確保するための避難設備、消防設備、避難経路の整備を行うなど、職員の安全等を確保すること。
- (2) 咲洲庁舎についてはとくに、空室への防犯対策や、災害時に役立つ簡易トイレ・寝袋・食糧・保温キット・水などの救援物資の備蓄を行うなど、職員の安全等を確保すること。
- (3) 職員への貸与被服等について職場実態や組合員の要望に沿って改善を図ること。
- (4) 本館耐震工事にあたっては、業務に影響が出ないよう、また、執務室移転等で職員に過重な業務を強いることがないよう、勤務・労働条件を確保すること。

4 職員の健康管理について

- (1) 病後の過重労働を強いることがないよう所属長等の認識を徹底させるなど、職員の健康管理に努めること。
- (2) セクシュアルハラスメント防止、パワーハラスメント防止について、被害を受けた職員は精神的苦痛により健康被害を受けることが多いため、実効ある対策を行うこと。
- (3) 咲洲庁舎に勤務する職員に十分な健康対策（地震時の体調不良など）を行うこと。
- (4) メンタルヘルスについて、予防に向けた総合的対策を行うこと。

《2015年度総務支部要望事項》

- (1) 大阪府の規則、規程等で現業職員を規定する場合の「単純な労務に雇用される者」という表現を職の現状に即してすべて改めること。
- (2) 現業職員に対する研修制度を充実し、研修所が行う各種研修の参加を保障するよう措置すること。また、技術資格取得講習・受験・義務講習について、当局責任で措置すること。
- (3) 希望降任制度の運用にあたっては、本人の生活状況などを考慮して、自己申請による復帰制度を設けること。
- (4) 女性職員が多様な経験を積むことができる人事配置、職務分担を行うこと。
- (5) 不当な退職勧奨は絶対に行わないこと。「キャリアシート」は任意性を厳守すること。
- (6) 大手前と咲洲との庁舎分断は府民、職員にとって支障があるとともに、地震時に相当の危険が伴う咲洲庁舎は売却して大手前に集約するなど早期に処分すること。
- (7) パソコン活用のための体系的研修の機会を充実するとともに、職員へのフォローオン体制に留意すること。総務サービスセンターに係る各種申請手続きを分かりやすくすること。
- (8) 入札契約制度の改善が後退して職員の負担が増加することのないよう、契約局設置の理念を再確認して対処すること。